

経常建設共同企業体としての競争参加者の資格の再決定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項に規定する経営事項審査の審査基準が令和8年国土交通省告示第262号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和7・8年度における国土交通省北海道開発局の所掌する建設工事に係る経常建設共同企業体（以下、「経常JV」という。）としての一般競争（指名競争）参加資格について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき決定されている者は、希望により、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再決定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和8年7月1日

北海道開発局長 遠藤 達哉

1 経常建設共同企業体の資格の再決定について

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて、令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている者同士で結成され資格決定を受けている経常JVのうち、構成員の全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査に基づく令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の再決定を受けている場合には、希望により当該経常JVの資格について再決定の申請を行うことができる。

なお、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないため再決定を受けていないと認められる構成員がいる場合においても、上記の申請を行うことができる。

① 再決定スケジュール

受付期間	資格の再決定日（予定）
令和8年7月1日～令和8年12月21日	適正な申請書を受理した日の翌月21日（土日祝日の場合は翌平日）

② 再決定申請に係る申請書類 申請書（1部）

2 申請手続の照会先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画スタッフ（電話 011-709-2311 内線 5480）

3 その他

令和7・8年度における国土交通省北海道開発局の所掌する建設工事に係る経常JVとしての一般競争（指名競争）参加者の資格を得ようとする者の申請方法については、令和7年3月7日に公示した「経常建設共同企業体としての競争参加者の資格に関する公示」による。